

平成21年7月からの入札制度の見直しについて

高松市の契約監理課扱いの工事契約案件について、7月6日の公表分から次のとおり見直しますので、御留意ください。

1 入札後審査型一般競争入札の適用範囲の拡大

(1) 適用範囲を次のとおり拡大します。

設計金額1億円以上 → 予定価格5,000万円以上

(2) (1)に伴う変更事項と留意事項は次のとおりです。

《変更事項》

ア 公募型指名競争入札（基本型）の適用範囲の縮小

設計金額3,000万円超1億円未満 → 予定価格30,000千円超5,000万円未満

《留意事項》

イ 共同企業体としての受注実績を、一般競争入札案件（今回の適用範囲見直し後）において施工実績として認める場合の条件については、今回の一般競争入札の適用範囲の拡大にかかわらず、従来どおり、次の取扱いを原則とします。

(ア) 税込予定価格1億円以上の場合 共同企業体の代表者としての施工実績（出資比率相当分）に限る。

(イ) 税込予定価格5,000万円以上1億円未満の場合 共同企業体の構成員（代表者を含む。）の施工実績（出資比率相当分）を可とする。

ウ 税込予定価格1億円以上の一般競争入札については、従来どおり、下請契約金額にかかわらず、監理技術者の資格を有する技術者の配置を求めます。なお、平成21年6月からの工事関係入札制度の見直しで、「配置予定技術者の条件緩和」を既に実施しておりますが、これは、従来求めておりました「同種工事（当該発注建設工事の規模の1/2以上）への従事経験」を求めないとしているものであります。

2 総合評価落札方式の見直し

(1) 見直しの要点

ア 加算点の内容（評価項目の追加・削除および各評価項目への配点）を見直します。

イ 公募型指名競争入札の少額工事（土木一式・建築一式の500万円未満）に、工事箇所近接する業者の受注機会の確保を図るため、簡易型Cタイプを新設し、適宜の案件数について本年度実験的に試行します。

(2) 加算点の内容の見直しの主なもの

ア 追加項目

(ア) 災害時の活動体制や備えの有無（地域貢献度）

(イ) ISOマネジメントシステムの取組

(ウ) 労働災害防止の取組

(エ) 配置予定技術者の継続教育の取組

イ 削除項目

(ア) 1級技術者数

(イ) 環境配慮事項に係る提案項目のうち、大気汚染対策

ウ 配点の見直し

(ア) Aタイプに係る工事成績評定点の平均点（配点増）

(イ) 施工計画の「本体構造物等の品質管理方法の適切性」（配点増）

(ウ) 直近工事成績65点以下・6か月以内事故発生（加点→該当の場合は減点）

(エ) 配置予定技術者の資格（配点減） ※上記ア(エ)との関連

(オ) 営業拠点の有無（配点増）

(3) 簡易型Cタイプ（新設）の評価項目

ア 工事成績評定点の平均点

イ 6か月以内事故発生（減点）

ウ 営業拠点の有無